



## Column

### 所長加納が思う つれづれなるコトバ

## 風を読む

2/15より個人の確定申告期に突入し、当事務所も特別態勢で業務に当たって参りました。お客様にご迷惑をお掛けしないよう細心の注意を払ってはいたものの、一部当事務所の対応のまずさにお客様に必要以上にお手数をお掛けしたり、税額確定のご連絡が遅くなったりということが発生致しました。また確定申告の期限間際に私の娘と妻が新型コロナウイルスに感染し、私は濃厚接触者に該当するという事態になってしまいました。それにより事務所で業務を行うことが出来なくなり、作業内容が制限されてしまったため、一部進捗に影響が出てまいりました。これらによりご迷惑をお掛けしたり、不快な思いをされたお客様にはこの場を借りてお詫び申し上げます。現在は確定申告業務はほぼ完了し、お陰様で通常スタイルに戻りつつあります。

ということでようやく趣味も再開出来るような状況になりました。その趣味の一つに先週開幕した野球観戦があります。とは言っても最近の球場に全く足を運んでいないので熱的な野球ファンからは認められないかもしれませんが、その代わりデータに関連する本は結構買ったりと自分なりに楽しんでおります。ご最員のチームは昨年あと一歩で優勝を逃したので、今年こそ是非頑張るって欲しいのですが、出だしはつまずいてますね…

さて野球に限らずスポーツでは自分と相手の長所、短所などの分析を必ずしますよね。そうすることでどこに勝ち目があって、どう戦っていくかを考え、最終的には勝ちに結び付ける訳で

す。そう考えると同業の競合より優位に立たなければ成功できないビジネスの場でも、同様に分析は必要と言えます。ところで皆様は「SWOT分析」をご存知でしょうか？

これは「強み(Strength)」「弱み(Weakness)」「機会(Opportunity)」「脅威(Threat)」の頭文字から取っており、自社の社内リソースと、自社をとりまく外部要因を照らし合わせて分析することで、今後挑戦できる市場領域や解決すべき事業課題を見つけるのに有効な方法として、多くの企業が使用しております。

ではどのような手順で分析をしていくかですが、外部環境の分析から行うのがセオリーです。これは、内部環境で分析する内容が外部環境の分析によって変わってくるためです。外部環境の分析では「競合他社の様子」や「市場の動向」などの小さな視点から、「事業に関連した法整備」や「景気」、「社会の動向」などの大きな視点まで分析を行い、それが自社にとって「機会」となるか「脅威」となるのかを見極めていきます。そのためにはこれらの情報をどう仕入れるかですが、小さな視点は事業を行ってれば自然と耳に入ることが多い一方、大きな視点はニュースや新聞、情報誌などを注意深く見ていかないとはいけません。ということで経営者の皆さまには、まずは新聞等を読む習慣をつけて頂きたいのですが、税理士の様な士業の専門家も情報を多数持っております。ご面談の際は積極的にご質問頂き、「風を読む」のに役立てて下さい。



4月対応の必要事項をリマインド

- 1** 8月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、4月末までに中間納税をしなければなりません。
- 2** 事業者のうち1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、4月末までに償却資産税の第1期分の納税をしなければなりません。  
→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、5/2(月)までに納付の対応をお願い致します。  
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。
- 3** 令和4年度の協会けんぽ(健康保険)の保険料率が3月分(4月納付分)から改定されます。  
→協会けんぽに加入されている者は3月以降その事業所で設定している社会保険の徴収時期から変更になりますので、給与計算の際はご注意下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

## ① 1/31より事業復活支援金の受付が開始されました

新型コロナの影響を受け、自らの事業判断に依らず基準期間と比較し売上が30%以上減少している中小法人や個人事業者が対象で、法人は最大250万円、個人事業主は最大50万円の給付金の支給を受けられます。

なお事業復活支援金も登録機関での事前確認が必須です。当事務所でも対応可能ですので、ご希望者はお早めにご連絡下さい(一時支援金、月次支援金で事前確認をされた方は不要)。



## ② 昨年10月よりインボイス制度「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が可能となります

上記申請書は納税地の所轄税務署長に提出致します。当事務所にご依頼頂ければe-Taxにて即時に提出致しますので、消費税の課税事業者でご希望の方はご連絡下さい。

## ③ インボイス制度への対応を支援するための補助金についての資料が公表されました

インボイスの登録申請を検討する際には、これらの情報も参考にしてみてください。



## ④ 新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方は、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようになりました

上記の対応をご希望の方はご連絡下さい。

